

## 令和3年度事業計画

令和2年、全世界にて感染拡大した新型コロナウイルスは、令和3年に入っても感染拡大が止まらず、緊急事態宣言がたびたび延長される事態になりました。ワクチン接種が開始されておりますが、全国民の接種までは時間を要することが想定されます。緊急事態宣言による経済損失や医療体制の逼迫など、今後も日々の暮らしに深刻な影響を与えていくことが懸念されます。

また昨年、菅首相の臨時国会での所信表明演説において、脱炭素社会の実現に向けて「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」との発言があり、地球温暖化対策として脱炭素社会への取組が加速することが想定され、LPガス業界としても今後の動向に注視し、対応が求められています。

地球温暖化による自然災害の甚大化は近年増加傾向にあり、脱炭素社会への取組と同時に、災害に強い分散型エネルギーとして災害時における「最後の砦」の役割を遺憾なく発揮し、約1,400万人の東京都民の命を守るためのLPガス設備設置推進が必要となります。令和3年度東京都予算への要望が実を結び、民間の一時滞在施設へのLPガスを含めた様々な燃料を使用する発電機等の設置に関する予算の増額、自然災害発生時の二次災害対策に向けた安全機器の設置状況などの調査に関する予算が新設となりました。令和元年度、2年度に引き続き、東京都の各区市町村に対し、各支部と本部そして全会員が一致団結して、防災協定締結・体育館等へのLPガスGHPや発電機等導入、避難所・一時滞在施設等への非常用発電機導入へより一層の働き掛けを行って参ります。また災害発災時に備え、当協会の災害対策マニュアルについても、激甚化した災害を念頭に見直しが急務となっております。加えて、自然災害発災時の会員事業者事業継続にも目を向ける必要があります。

昨年7月30日福島県郡山市でLPガスの漏えいによると推定される爆発が発生しました。また、1月14日には秋田県において落雪による調整器のガス容器接続部及びガスメーターの供給管・配管接続部が損傷、ガス漏えいが原因と推定される爆発事故がありました。いずれも死者が発生しており、LPガス業界としてより一層保安の確保が必要となります。全国LPガス協会主導で行っております自主保安運動につきましては、保安対策指針の在り方変革にとめない、令和3年度より新たな「LPガス安心サポート推進運動」として、5年間の実施となります。引き続き、本自主保安運動に参画し、連携を取りながら、保安活動の推進を検討して参ります。

また、近年注力してきました協会内の財政改革、組織体制の整備及び事務合理化につきましても、昨年度より推進している電子化によるペーパーレスを維持しつつ、今年度は情報発信に一層の注力をおこなっていく所存です。

令和3年度の事業計画は、上記の事柄を踏まえお客様にLPガスを安全・安心に提供できるよう以下の諸事業を推進して参ります。

## 1. 保安対策事業

### ① 保安講習会の実施

液石法第18条に基づき販売事業者等の従業員を対象とした保安講習会を開催し、会員各位の保安意識の更なる向上に努める。

### ② 「L Pガス安心サポート推進運動」の実施

平成30年度から3年計画で実施してきた全国L Pガス協会自主保安運動「L Pガス快適生活向上運動 ～もっと安全 さらに安心～」が令和2年度で終了し、令和3年度からは、「L Pガス安心サポート推進運動」を5年間実施する。新運動は国の安全高度化計画を踏まえ、業界の自主保安運動を展開する。当会の具体的な保安推進運動の内容は別紙1のとおり。

### ③ 「自主保安活動チェックシート」の実施

L Pガス安全安心応援推進運動の一環として、販売事業者が自主保安活動チェックシートにより保安活動を検証し、事故ゼロを目標に保安意識の向上と保安の確保に努める。

### ④ 製造事業所、容器検査所等の保安対策

L Pガス製造施設において保安管理体制を徹底するとともに自主点検を行ない、安全確保と事故防止を図る。

### ⑤ L Pガス放置容器の回収処理

都内で発生している放置容器の回収処理を迅速に行い、事故防止を図る。

## 2. 需要促進事業

災害時に多くの被災者が避難生活を送る学校体育館等へL Pガス仕様のGHP普及は必要不可欠であることを強く訴え、東京都の熱中症対策を追い風にGHP導入に努める。同時に避難所ならびに一時滞在施設等におけるL Pガス仕様発電機発電設備導入についてPR活動に注力する。また、「需要開発推進運動」に本年度も参加し、「より多くのお客様にL Pガスをお届けする」この目標を実現するため、「進化するL Pガス」、「究極のライフラインL Pガス」、「人を育むL Pガス」の3本の矢を推進し、需要拡大を図る。

## 3. 高圧ガス保安協会関連事業

### ① 東京都液化石油ガス教育事務所事業

高圧ガス保安協会東京都液化石油ガス教育事務所として資格者養成と技術向上を図るため、各種資格取得講習及び検定試験並びに資格更新のための講習会を別紙2の「令和3年度講習会予定表」とおり実施する。

### ② 東京都液化石油ガス試験事務所事業

高圧ガス保安協会より委託を受け高圧ガス試験（液化石油ガス関係）を、高圧ガス保安協会東京都液化石油ガス試験事務所として実施する。

4. 販売事業者指導支援事業  
お客様相談所を協会内に開設し、L P ガス消費者から寄せられるL P ガスについてのさまざまな疑問、要望、意見等に適切に対応する。また、L P ガス販売事業者の取引の適正化、料金の透明化に寄与し、消費者のL P ガスに対する意識向上に繋がるよう努める。
5. 取引適正化推進事業  
各県協会と連携し特商法違反やL P ガス切替勧誘に関するトラブルの事例を関係行政に発信し、L P ガス取引適正化を推進する。  
お客様に対する注意喚起チラシの活用を引き続き支部を通して、会員に周知する。  
液石法省令等の一部改正について会報誌並びに保安講習会などを通じ周知に努める。
6. 競合エネルギー対策の推進事業  
競合エネルギーの動向に注視し、各県協会とも連携し会員事業者に適切な情報提供が出来るよう努める。
7. 広報活動事業  
広報誌「エルピー東京」を年4回発行し、業界動向、当協会の活動状況等の情報を積極的に提供し、会員の事業活動に貢献できるようにする。
8. 高圧ガス防災訓練への協力参加  
東京都高圧ガス地域防災協議会のL P ガス部門を担当し、行政及び関係機関との連携強化を目的に、令和3年度東京都高圧ガス防災訓練に参加する。
9. 高圧ガス保安活動促進週間への協力参加  
法令遵守及び保安意識の高揚を図るため、自主保安活動促進週間の活動に参加する。
10. 災害発生時等の情報連絡手段の確保  
東京都が都庁各局及び関連団体に配備した業務用M C A無線機にて定期的な通信訓練を行い、当協会と東京都の災害発生時等の情報連絡を確保する。
11. 災害対策マニュアルの改訂  
災害対策マニュアル改訂の委員会を設置し、これまでの地震中心のマニュアルの内容に、洪水など自然災害防止対策等を加え、見直しを行う。

12. 張力式ガス放出防止型高圧ホース等の設置促進事業  
地震、水害等の自然災害による二次災害防止に向けて、張力式ガス放出防止型高圧ホースや容器転倒防止鎖又はベルト二重掛け等、安全機器の設置を推進する。
13. 石油ガス地域防災対応体制整備事業  
経済産業省の補助事業として実施している石油備蓄法の災害時供給連携計画に基づき、防災訓練等を通じ会員相互の連携体制を強化し、災害時の保安及び安定供給確保に努める。
14. 保安功労者、優良事業所等表彰の推薦  
永年に亘りLPガスの保安業務に精励され、業界及び当協会に貢献された個人及び事業所に対し、保安功労者、優良事業所等として、各保安大会等に推薦する。
15. 行政庁及び関係団体への協力  
行政機関及び関係団体と相互に連携して、関係業務の円滑な運営を図る。
16. 協会組織の検討  
協会の財政改革、組織体制の整備及び事務合理化の推進を図る。
17. 登録、認定、届出等の指導業務  
会員及び入会希望者の登録、認定、届出及び免状交付手続き等の指導業務を行う。
18. 賠償責任保険その他関連業務  
液化石油ガス法に基づくLPガス賠償責任保険及びオートガスタンド保険、自然災害に対する供給設備の保険や個人情報漏えい賠償特約、総合賠償特約の付保業務並びにLPガスライフ応援制度の受付業務を行う。
19. 区市町村との災害協定締結事業  
東京都の災害協定の未締結区市町村との協定締結を目指し、全会員が一致団結した活動に努める。